

文京区立大塚地域活動センターオープンスペース企画・運営等業務委託
プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

文京区立大塚地域活動センターのオープンスペースを活用して、地域団体や住民の相互交流の場を提供するとともに、定期的に運営会議を開催しながら大塚地区内での相互に顔の見える関係づくりを目的としたイベント等を企画・運営し、地域連携の推進を図る。

本業務は、区民施設における先駆的な事業であり、その企画及び運営においては、先進的な取組が求められる。事業者の経験やノウハウを活かした企画・運営方法を採用することで、効果的な事業が期待できることから、プロポーザル方式により、最も適した事業者を選定する。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 本業務を実施する施設の概要

文京区立大塚地域活動センター

- (1) 所在地 文京区大塚一丁目4番1号
- (2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで、臨時休館日（年間1日程度）
- (3) 開館時間 午前8時30分から午後9時30分まで

4 オープンスペースの概要

- (1) 開設日 文京区立大塚地域活動センターの開館日に準ずる。
- (2) 開設時間 午前8時30分から午後9時30分まで
ただし、区が必要があると認めたときは、これを変更することがある。
- (3) 面積 約193㎡

5 大塚地域活動センターオープンスペース運営会議の概要

当運営会議は、大塚地区内で相互に顔の見える関係づくりを目的とした地域コミュニティ形成のためのイベント等を検討するため、大塚地区管内の大学、企業等で構成する。また、過去実施した大塚地域活動センターオープンスペース運営会議の参加者を中心として組織する。

6 業務委託内容

仕様書（案）のとおりとする。

7 提案限度額

14,967,000円（税込み）

※ 提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

※ 提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

8 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格（以下「文京区競争入札参加資格」という。）

を有していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 34 7 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 206 号）第 4 条の入札参加除外措置を受けていないこと。

9 選定スケジュール（予定）

- (1) 提出書類の配付
令和 7 年 10 月 20 日（月）から
- (2) 質問受付期間
令和 7 年 10 月 20 日（月）から 11 月 4 日（火）午後 4 時まで
- (3) 質問に対する回答（中間締切り）
令和 7 年 10 月 30 日（木）
- (4) プロポーザル参加希望書の提出期間
令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 4 時まで
- (5) 質問に対する回答（最終締切り）
令和 7 年 11 月 11 日（火）
- (6) 参加申込書及び提案書類の提出期間
令和 7 年 11 月 12 日（水）から 11 月 14 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時まで
- (7) 第一次審査（書類審査）
令和 7 年 11 月下旬
- (8) 第一次審査結果通知発送（全参加事業者）
令和 7 年 12 月上旬
- (9) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）
令和 7 年 12 月中旬
- (10) 最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者）
令和 8 年 1 月下旬（予定）
- (11) 契約締結
令和 8 年 4 月 1 日（水）

10 提出書類の配布

- (1) 期日
令和 7 年 10 月 20 日（月）から
- (2) 方法
区の公式ホームページからダウンロードすること。
※窓口での配付は行わない。
文京区公式ホームページ：<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

11 プロポーザル参加希望書の提出

プロポーザル参加希望書の提出を、本プロポーザルの参加要件とする。提出がない事業者は、参加申込書及び提案書類（以下「参加申込書等」という。）の提出ができない。

(1) 提出期限

令和7年11月5日(水)午後4時まで

(2) 提出方法

プロポーザル参加希望書(様式第1号)を記入の上、電子メールにより送信すること。
なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【提出先】文京区区民部区民課地域振興・協働推進担当

電子メールアドレス:b200500●city.bunkyo.lg.jp

(注) ●を@に変換して使用してください。

【件 名】大塚地域活動センターオープンスペース企画・運営等業務委託プロポーザル
参加希望書(事業者名)

12 質問・回答

本件に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

なお、下記以外による問合せ及び質問は、受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年10月20日(月)から11月4日(火)午後4時まで

(2) 提出方法

質問書(様式第2号)を記入の上、電子メールにより送信すること。

なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【提出先】文京区区民部区民課地域振興・協働推進担当

電子メールアドレス:b200500●city.bunkyo.lg.jp

(注) ●を@に変換して使用してください。

【件 名】大塚地域活動センターオープンスペース企画・運営等業務委託プロポーザル
質問(事業者名)

(3) 回答方法

令和7年10月27日(月)までに受け付けた質問は、可能な限り令和7年10月30日(木)
までに区ホームページにおいて回答する。また、令和7年10月28日(火)以降に受け付け
た質問及び令和7年10月30日(木)までに未回答となっている質問については、令和7年
11月11日(火)までに、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者に対し、電子メールに
より回答する。

13 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を「企画提案書等作成要領」及び「仕様書(案)」を参考に
作成し、提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式
1	提出書類一覧表	第3号
2	参加申込書	第4号
3	企画提案書(各指定ページ数以内)	第5号 1～4
4	本業務に当たる人員体制	第6号
5	業務受託実績	第7号
6	会社組織図	任意様式

7	会社概要	任意様式
8	見積書及び内訳書	任意様式

(2) 提出体裁

提出する書類は、①正本、②副本、③選定用ファイルとする。用紙サイズは、パンフレットを除き、原則として、A4判とする。表紙・裏表紙を除き、両面印刷で作成とし、各ページの下中央部に通し連番を付すこと。提出書類一式は、上記(1)提出書類の記載順に基づきフラットファイル等につづり、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。

なお、正本、副本及び選定用ファイルの部数と添付する書類は、下記のとおりとする。

ア 正本（1部）

任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は、上記(1)提出書類1～8の原本とすること。

イ 副本（2部）

任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。副本に添付する書類は、正本の写しとすること。

ウ 選定用ファイル（7部）

選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみを記入すること。

なお、添付する書類は、上記(1)提出書類3～6の正本の写しとし、事業社名が分からないようにすること。

エ 提出にあたっては一次審査結果通知用の封筒（宛先を記入、110円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

(3) 提出場所・提出方法

区民部区民課（文京シビックセンター12階南側）へ持参すること。郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

(4) 提出期間

令和7年11月12日(水)から11月14日(金)までの午前9時から午後4時まで

14 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、次の手順で実施する。

(1) 第一次審査

事業者から提出された企画提案書等を基に、文京区立大塚地域活動センターオープンスペース企画・運営等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が書類審査により委託候補事業者を上位3者程度選定する。

(2) 第二次審査

第一次審査で選定された委託候補事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

ア 企画提案書等に基づき1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは、本委託の中心的役割を担う者が行うこと。

イ パワーポイントの利用を可能とする。パソコンについては、委託候補事業者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンは、区が用意する。

ウ 会場での追加資料の配付は禁止する。

(3) 委託候補事業者の選定

第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

なお、区の定めた基準点に満たない場合は、順位にかかわらず選定しない。

(4) 結果の通知

ア 第一次審査結果は、審査を行った全ての参加事業者の結果のみを書面により通知する。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

イ 最終結果は、第二次審査を行った全ての参加事業者の結果のみを書面により通知する。

ウ 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

〔公表する項目〕

(ア) 件名

(イ) 業務概要

(ウ) 選定した日

(エ) 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地

(オ) 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

(カ) 選定結果（第2位以下の応募事業者は番号等に置き換える。）

15 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）に基づき、情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は、区が判断するものとする。

16 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和7年11月18日（火）午後4時までに、参加申込書の提出先まで提出すること。

17 無効・失格

(1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。

(2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。

(3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合は、失格とする。

(4) 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とする。

(5) (1)及び(4)に該当する場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

18 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。

なお、契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の候補者が契約締結までの間に「14 無効・失格」の要件に該当し、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰り上げ、協議を行う。

19 その他

- (1) 参加申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等は、一切返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、無断で本プロポーザルの事業者の選定以外の目的に使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 区が提供する資料は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
また、この検討の範囲内であっても区の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (6) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

20 事業担当

文京区区民部区民課地域振興・協働推進担当 加藤・中瀬

TEL 03-5803-1170

FAX 03-5803-1340

メールアドレス b200500●city.bunkyo.lg.jp

(注) ●を@に変換して使用してください。